

磐井中学校教育目標

「豊かな心と創造性を持ち、心身共に逞しく自己を鍛える生徒の育成」

- (1) 自ら求めて学び、未来を拓く生徒【磨く知性】
- (2) 自他を敬愛し、思いやりのある生徒【豊かな感性】
- (3) 自らの心身を鍛え、逞しく実行する生徒【鍛える身体】



目指す生徒の姿

知 磨く知性	徳 豊かな人間性	体 鍛える身体
○筋道を立てて考え、根拠を話すことができる生徒 ○自分の思いを相手に伝えるように話す生徒 ○学んだことを様々な場に活かそうとする生徒	○明るい返事や挨拶ができる生徒 ○他者と共感できる生徒 ○自他の個性を認め、励まし合い助け合う生徒	○基本的な運動、食、生活習慣を身に付けた生徒 ○自らの行動をコントロールできる生徒 ○物事をやり抜く生徒

校歌・応援歌

一関市立磐井中学校 校歌

作詞 及川 和男

作曲 佐藤 啓司

- 一 美しき 磐井の山河 見はるかす
配志和の森に そびえ立つ
わが学舎は 大いなる
望みはぐくむ
ああ うれし 磐井中学校よ
- 二 豊かなる 歴史を刻む わが郷土
言葉の力 輝かせ
躍る心身 たくましく
未来を創る
ああ たのし 磐井中学校よ
- 三 誇りもて 集いしわれら 腕組んで
友愛深く 結び合い
真実の道 さわやかに
歩みつづける
ああ ゆかし 磐井中学校よ
ああ 永久に 磐井中学校よ

磐井中学校応援歌

猛虎の叫び

猛虎の叫びか獅子の声
磐井健児の応援に
宇宙のばんしょうゆるぐべし
ゆかい ゆかい (くりかえす)

壮行式の歌

磨きし技の 今晴れて
集いの庭に きそわんと
立てる我が友 まなじりに
こもる力の 頼もしさ
いざゆけ いざゆけ いざやゆけ

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は、磐井中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、教職員の助言指導によって生徒自治活動を活発にし、相互に協力して学校生活の民主化を図ると共に、個性の伸長と良き市民となる資質を向上させることを目的とする。

第3条 本会は、本校生徒全員を以って構成する。

第2章 組織

第4条 本会の目的を達成するために、次の組織を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| 1 生徒総会 | 5 応援団 |
| 2 評議員会 | 6 部長会 |
| 3 執行部 | 7 地区生徒会 |
| 4 専門委員会 | 8 選挙管理委員会 |

第1節 生徒総会

第5条 生徒総会は本会の最高決議機関であって年2回（5月・11月）開催することを原則とし、全会員の出席を以って成立する。

第6条 会長および評議員会が必要と認めた時、臨時生徒総会を開くことができる。

第7条 総会は次の事項を審議する。

- 1 活動方針と行事計画
- 2 予算・決算
- 3 規約改正
- 4 その他重要事項

第2節 評議員会

第8条 評議員会は生徒総会の代行決議機関であって、年12回（毎月）開催することを原則とし、各学級委員長1名、各学級副委員長1名、執行部員12名、各専門委員長8名（応援団長含む）を以って構成する。

第9条 会長が必要と認めた時、第8条に掲げる拡大執行委員を招集し諮問することができる。

第10条 評議員会は次の事項を審議する。

- 1 活動および運営に関すること。
- 2 予算・決算に関すること。
- 3 その他重要事項と認めたとき。

第3節 専門委員会

第11条 第2条の目的を達成するために次の専門委員会を設ける。

- 1 学習委員会
- 2 生活委員会
- 3 保健委員会
- 4 広報委員会
- 5 図書委員会
- 6 ボランティア委員会
- 7 合唱委員会

第12条 部長会は部相互の発展のために各部長によって部長会を構成する。

第13条 文化部，運動部に次の部を設ける。また、校外活動部を設ける。

○文化部 吹奏楽，合唱，美術，社会・科学

○運動部 野球，サッカー，ソフトテニス，バスケットボール，バレーボール，
バドミントン，卓球，体操，柔道，剣道

○校外活動部

第14条 本校生徒の士気及び、団結力の向上を目指すために、応援団を設ける。

第4節 学級会

第15条 学級生徒会は各学級全員を以って構成し、生徒会活動の基盤として各活動を行う。

第5節 地区生徒会

第16条 本校生徒の校外生活における向上をめざすために各地区生徒会を設ける。

第6節 選挙管理委員会

第17条 本会は、生徒会役員の選挙の際、選挙の公正化と運営を円滑にするためにこの会を設ける。

第18条 本会は各学級の選挙管理委員2名によって構成される。

第3章 役員と任期

第19条 本会に次の役員を置く

1 生徒会長 (1名)

2 副会長 (2名) (内訳 1年生1名 2年生1名)

3 書記 (2名) (内訳 1年生1名 2年生1名)

4 執行委員 (5名) (内訳 1年生1名 2年生4名)

5 生徒会議長 (2名)

第20条 生徒会規約第18条に定める役員の任期は、11月から翌年10月までの改選時までとする。

第4章 決議

第21条 各会議、各委員会の決議は構成人員の3分の2以上の出席と出席者の過半数の賛成を必要とする。

第22条 決議機関とは、生徒総会と評議員会をさす。ただし専門委員会は月目標、月活動内容を決めることができる。また部長会は部活動に関する事、地区生徒会は地区活動に関する事のみ決議できる。

第5章 会計

第23条 本会の会員は、会費として年額1,600円を納入する。

第6章 運営

第24条 本会は活動を有機的・合理的に進めるため、各部門、各機関に学校側からの指導教員が置かれる。

第25条 本会の議事運営は、別に定める議事運営規定によって運営される。

第7章 付則

第26条 前条の生徒の権限はすべて学校から委任されたもので、本会の趣旨に反するものと認めた場合、学校長から権限委任が取り消される。

第27条 この規約を改めるには、総会で3分の2以上の賛成を必要とする。

第28条 この規約は、平成27年4月10日より施行する。

第29条 学級の役員の任期は二期制とする。(前期4月～10月、後期11月～3月)

平成30年5月 2日改定

平成31年4月26日改定

令和 5年4月28日改定

生徒会選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、磐井中学校生徒会規約第3章第18条に定められた役員及び応援団長の選挙に関する規定である。

第2条 この規定は、正しい選挙を行い、選挙事務を能率的にはこぶために設定する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、各学級代表2名ずつによって構成される。

第4条 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の事務を行う。

第5条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 選挙の公示
2. 立候補者の受付と発表
3. ビラの掲示場所の設定
4. 立会演説会の開催
5. 投票、開票所の設定
6. 投票、開票の管理
7. 当選者の確認と発表
8. その他選挙に関する一切の事務

第6条 選挙管理委員会には、委員の互選による委員長、副委員長を各1名置く。

第7条 選挙管理委員会は、被選挙権を有しないが選挙権はこれを有する。

第3章 任 期

第8条 生徒会役員の任期は11月～翌年の改選時までとする。

第4章 選挙権及び被選挙権

第9条 磐井中学校生徒会の会員は、第7条の該当者をのぞき、すべて選挙権及び被選挙権を有する。

第10条 役員に立候補するものは、責任者と応援演説者を決定しなければならない。また、立候補者は他の立候補者の責任者になれない。

第5章 選挙期日

第11条 選挙は1年に1回行われるが、生徒会規約第3章第19条に定められた役員の任期終了15日以前に行わなければならない。但し役員に欠員がある場合には、随時行われる。

第12条 選挙公示は、投票日の10日以前に行われなければならない。

第13条 立候補者は、投票日の5日前までに届け出なければならない。

第6章 選挙運動及び違反

- 第14条 立候補者は、選挙管理委員会で定めた場所にビラを貼附することが出来る。
- 第15条 演説会は、選挙管理委員会が定めた以外のものは、いかなるものも開いてはいけない。
- 第16条 選挙管理委員会は、選挙運動に参加することが出来ない。
- 第17条 脅迫、買収などの選挙運動を行ってはいけない。
- 第18条 選挙違反の事実が選挙管理委員会に於いて認められた場合、立候補者は被選挙権を失う。

第7章 投票および開票

- 第19条 投票は、選挙管理委員会が定めた場所と時間に行われる。
- 第20条 投票は、無記名で行われる。
- 第21条 次の投票は無効となる。
1. 立候補者以外の名前を書いたもの
 2. 判読困難なもの
 3. 単記の場合に連記したもの
 4. 所定の用紙以外の紙を使用したもの
- 第22条 定員2名以上のポストの場合には連記とし、不完全連記も認める。
- 第23条 不在投票、代理投票は投票日の前日まで選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 第24条 前日まで届け出のない不在者投票や代理投票は無効である。
- 第25条 信任投票の場合は全投票者数の過半数の信任をもって当選とする。
- 第26条 開票は、所定の場所で即日行われる。また、開票に立会人が参加してもよい。この場合の立会人は、立候補者の責任者を以てあてる。
- 第27条 開票の結果は、掲示、校内放送、朝会、学校新聞などを通じて全会員に伝えられる。
- 第28条 選挙管理委員会は、開票後1週間以内に当選者認証の手続きをしなければならない。
- 第29条 認証は学校長が行う。

第8章 付 則

- 第30条 リコール制は認めない。
- 第31条 貼附したビラは立候補者が責任を以て取りはずさなければならない。
- 第32条 この規定の改正は、総会で3分の2の賛意に依らなければならない。
- 第33条 選挙に関する会員名簿は、各学級で用意する。
- 第34条 この規定にもられていない細部の事項に関しては、教師の助言を得て選挙管理委員会で決める。
- 第35条 役員に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又、次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。
- 第36条 この規定は、平成27年4月以降効力を有する。

令和5年4月28日改定